(趣旨)

1 発注者及び受注者は、三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団(条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員 (同条第2号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。)並びに暴力団密接関係者(同条第3 号で規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)(以下これらを「暴力団等」という。) とこの建設工事の一部について第三者と締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約そ の他のこの契約の履行に伴い第三者と締結する契約(以下「下請契約等」という。)を締結 してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第2 項から第6項まで、第9項、第10項、第13項及び第14項に準じた規定を当該下請契約等に 定めなければならない。

(報告の義務)

- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告するとともに所轄の警察署長 (以下「警察署長」という。) にも報告しなければならない。
  - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
  - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
  - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、 受注者に対して、次に掲げる者(受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者 を含む。以下「役員等」という。)についての名簿その他の必要な情報の提供を求めること ができる。
  - (1) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
  - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者((1)の役員を除く。)として使用し、又は代理人として選任している者(支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。)
- 6 発注者は、受注者から提供された情報を警察署長に提供することができる。 (警察署長から得た情報の利用)
- 7 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかについて、警察署長 に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察署長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除 するために利用することができる。

(発注者の解除権)

9 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下 この項において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。 この場合においては、建設工事請負契約書第 46条第2項及び第3項の規定を準用する。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して (1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者とこの特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 10 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して その損害を請求することはできない。
- 11 第9項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第 49条の 規定を適用し、同条第3項及び第8項中「第 46条の規定」とあるのは、「暴力団等排除に関 する特約第9項の規定」とする。

(違約金の徴収)

12 第9項において準用する建設工事請負契約書第46条第2項の規定による違約金の徴収については、建設工事請負契約書第51条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 13 受注者は、この契約の契約金額が 200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
  - (1) 受注者が暴力団等でないこと。
  - (2) 下請契約等を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。
  - (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第9項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 14 受注者は、下請契約等を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合には、その合計金額)が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約等の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写し(第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察署長に協力を求めることができる。